

国際人権法及びその実施として先進諸国の差別禁止法における、差別の意味の変遷

The changing meaning of discrimination in international human rights law and in the anti-discrimination laws of developed countries as an implementation of this law

窪 誠 (KUBO Makoto)

信山社より、『人権法・人権政策のダイナミズム（学術選書）』を3月に発刊した。
以下、目次。

・まえがき

◆第1部 国際社会におけるダイナミズム

◇1 国際人権法のパラダイムチェンジ

はじめに

- 1 近代的パラダイム—支配者の支配者による支配者のための人権
- 2 パラダイムチェンジの論理的必然性
- 3 社会連帯パラダイム—個人支配者の人権から社会連帯の人権へ
おわりに—一意思決定手段と救済手段の多元化

◇2 国際的人権保障の推進

- 1 人権政策学の必要性
 - 2 出発点：「結ぶ幸せ」と「切る幸せ」
 - 3 「共生社会建設型人権政策」と「支配者裁量型人権政策」
 - 4 国際的人権保障における判断決定者と被判断決定者の分離
 - 5 分離解消の曙光
- おわりに

◇3 ヨーロッパ社会憲章の発展とその現代的意義

はじめに

- 1 ヨーロッパ社会憲章の発展
 - 2 ヨーロッパ社会憲章の現代的意義
- おわりに

◇4 マイノリティの文化的権利

はじめに

- 1 同化主義の中のマイノリティ
- 2 同化主義の放棄と当事者判断の尊重
- 3 新たな文化的権利の展開

おわりに

◇5 国際人権から見たアジアのマイノリティ

はじめに：マイノリティの存在と認識

- 1 『アジアにおけるマイノリティ権』
- 2 国連におけるマイノリティ
- 3 マイノリティ保護の歴史
- 4 マイノリティ保護の発展
- 5 無視されたマイノリティ

おわりに：国際人権という知の脱植民地化

◇6 判例紹介：ロマの健康への権利—欧州ロマ権利センター対ブルガリア事件

- 1 事 実
- 2 決定要旨
- 3 解 説

◇7 人権政策としての移民政策—国際人権法における外国人の人権

- 1 はじめに
- 2 国家人権から普遍的人権へ
- 3 外国人の形式的人間化
- 4 外国人の実質的人間化
- 5 おわりに

◇8 「諸言語のための共通ヨーロッパ基準枠組（CEFR）」と移民規制

- 1 問題の所在
- 2 CEFR に依拠した移民規制の現実
- 3 CEFR の想定する目的
- 4 CEFR が想定する評価

◇9 国際人権の光と闇—普遍性論議を超えて

はじめに

- 1 普遍性論議の問題設定の誤り
- 2 普遍性論議の論理
- 3 普遍性論議の成立条件

4 人権普遍性論議の弊害

5 普遍性論議を超えて

◇10 人権の普遍的発展を阻害する「人権の普遍性」論議

はじめに

1 「人権の普遍性」論議の分類

2 「人権の普遍性」論議の機能

3 「人権の普遍性」論議の背景

おわりに

◇11 国連「法の支配」プログラム—ある知のあり方

はじめに

1 「法の支配」プログラムの非論理性と非一貫性

2 国家建設プログラムとしての「法の支配」

3 新自由主義の道具としての「法の支配」

4 「法の支配」プログラムの論理的進展

おわりに

◇12 国連と「市民社会」

はじめに

1 1992年国連事務総長年次報告書

2 1995年 コペンハーゲン社会開発宣言および行動計画

3 2004年カルドーズ報告書

おわりに

◆第2部 フランス・カナダにおけるダイナミズム

◇13 フランスの国家人権諮問委員会と共和国行政幹旋官—行政がイニシアチブをとる国内人権機関

はじめに

1 国家人権諮問委員会

2 フランス共和国行政幹旋官

結 び

◇14 フランス差別禁止政策の新展開—「反差別闘争および平等のための高等機関」を中心に

はじめに

1 差別禁止の法的枠組み

2 錯綜した差別禁止政策

おわりに

◇15 フランスの差別禁止法制から学ぶもの

はじめに

- 1 国は主人公である国民が人権を守るためにある。
- 2 差別は社会正義の問題であり犯罪である。
- 3 差別は社会正義の問題であるからこそ、国内問題に止まらず 国際問題である。
- 4 差別は、個人行為の問題から、社会状況の問題へ
- 5 平等から衡平へ
- 6 差別被害者は効果的に救済されねばならない
- 7 国内人権機関の重要な役割:立法・実施・制度改善のサイクル
- 8 日本の現状と課題

おわりに

◇16 共生社会型人権ビジョンのありかたーカナダ構造的差別アプローチから学ぶこと

はじめに

- 1 アベラ報告書に見る共生社会型人権ビジョン
- 2 カナダ最高裁判例に見る救済概念の相対化
- 3 市民活動が活用する「構造的差別」概念

おわりに

◆第3部 日本におけるダイナミズム

◇17 なぜ、日本国憲法「公共の福祉」概念が、国連人権機関で問題とされるのか？

はじめに

- 1 規約人権委員会が指摘する「公共の福祉」概念の問題
- 2 「公共の福祉」概念についての日本政府による説明
- 3 「公共の福祉」に関する日本政府の対応の原因

おわりに

◇18 国際法学からの問題提起と憲法学からの応答

- 1 窪誠：誰のための何のための憲法学なのか
- 2 紙谷雅子（学習院大学教授） 市民のための憲法学とは

◇19 新たな人権理念の構築にむけて

はじめに

- 1 国家裁量型人権ビジョンと反差別運動
 - 2 反差別運動の成果と問題点
 - 3 今後の方向性：新しい社会建設のための人権へ
 - 4 何ができるか
- おわりに

◇20 震災と人権

はじめに

- 1 災害対応の三段階
 - 2 今回の震災における対応の問題点—情報共有の欠落
 - 3 横の「とも」と縦の「共」
 - 4 人権より上の「公共の福祉」
 - 5 政府にとっての人権—「思いやり」
 - 6 欧米の公と日本の公
 - 7 諸外国の法制度および国際条約における「知る権利」
 - 8 国際貢献と国際管理
- おわりに—私たちの目指す社会

◇21 判例紹介 マイノリティの教育権

- 1 事実の概要
- 2 判 旨
- 3 解 説

◇22 外国人に対する差別禁止法制

はじめに—外国人に対する差別禁止法制の国際的進展と日本の遅れ

- 1 国家による人権侵害被害者としての外国人
 - 2 社会的差別被害者であるマイノリティとしての外国人
 - 3 日本の人権は、個人の権利ではなく、国家の裁量権限
- おわりに—国家裁量型人権概念から、共生社会建設型人権概念へ

◇23 日本に作られようとする人権救済機関とは？

はじめに

- 1 人権委員会設置の経緯—人権施策の3重の矮小化
 - 2 新たな委員会とは—現行人権擁護委員制度の改編
 - 3 新たな委員会の理念的側面—「救済」＝「行政による規制」
- おわりに

◇24 人権擁護法をめぐる政治的・社会的状況

はじめに

- 1 有事法制整備状況
- 2 有事法制補完のための法整備状況
- 3 司法制度改革の状況

おわりに

◇25 見える戦争と見えない戦争

はじめに

- 1 人権のための戦争
- 2 「戦争はいかがわしい商売だ」
- 3 見えない戦争理論としての新自由主義経済学
- 4 ショック・ドクトリン
- 5 世界で起こっていること
- 6 日本で起こっていること